

技 術 職 員 名 簿

____ 年 ____ 月 ____ 日

【 申 請 者 】 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____[㊞]

● 区 分

☐ 当 初 （ 令和 ____年____月 ____日現在 ）

☐ 変 更 （ 令和 ____年____月 ____日現在 ）

〔 変 更 事 由 ： ① 採 用 ② 退 職 ③ 資 格 取 得 ④ 資 格 喪 失 ⑤ そ の 他 〕
（*） 下表の変更（*）に上記①～⑤の番号及び変更事由発生日年月日を記入してください

経営業務の管理責任者等 ※2 ◎法第7条第1項・法第15条第1項	(役職名)	(氏名)											
営業所技術者（特定営業所技術者）※3 ◎法第7条第2項・法第15条第2項 ※該当する工種を記入すること。	(役職名)	(氏名)											
	(役職名)	(氏名)											
	(役職名)	(氏名)											

	氏 名	生年月日	※4 業種 コード	※5 有資格区分 コード	※4 業種 コード	※5 有資格区分 コード	※4 業種 コード	※5 有資格区分 コード	監理技術者 資格者証 交付番号	変更（*）		備考 ※6
										事由	事由発生日年月日	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												

※1 この名簿には、恒常的な雇用関係にある職員（3ヶ月以上継続して雇用）で、建設業法第26条に基づき主任技術者又は監理技術者として配置し得る技術職員を記入してください。

※2 入札契約等の権限を委任する場合は、「経営業務の管理責任者」欄に建設業法施行令第3条に規定される使用人を記載してください。

※3 建設業許可を受けている業種の営業所技術者（特定営業所技術者）を記入してください。また、入札契約等の権限を委任する場合は、「営業所技術者（特定営業所技術者）」欄には、委任された営業所等の営業所技術者（特定営業所技術者）を記載してください。

※4 業種コードは、別表1建設業業種区分業種コード表（工事種類）（別シート）に記載された2桁のコード（01～29）を記入してください。

※5 有資格区分コードは、別表2建設工事関係技術職員資格区分コード表（別シート）に記載された3桁のコードを記入してください。

※6 甲種消防設備士（資格者区分コード168）及び乙種消防設備士（資格者区分コード169）は、備考欄に”甲種又は乙種”及び”1類～特類”を記載してください。

※7 技術職員に変更があった場合には、遅滞なく変更後名簿（全技術職員）を提出してください。

※8 退職の場合は見え消しにて記入してください。

※9 記入欄が足りない場合は適宜別紙を追加してください。

技 術 職 員 名 簿

提出日を記入

記入例

令和 7 年 11 月 1 日

【申請者】住 所 群馬県太田市浜町2番35号
商号又は名称 株式会社 ▲▲▲▲
代表者職氏名 代表取締役 ★★ ★★ ㊞

● 区 分

□ 当 初 （ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在 ）

■ 変 更 （ 令和 7 年 10 月 30 日現在 ）

〔 変 更 事 由 ： ① 採 用 ② 退 職 ③ 資 格 取 得 ④ 資 格 喪 失 ⑤ そ の 他 〕
（*）下表の変更（*）に上記①～⑤の番号及び変更事由発生日年月日を記入してください

経營業務の管理責任者等 ※2 ◎法第7条第1項・法第15条第1項	(役職名) 代表取締役 (氏名) ★★ ★★									
営業所技術者（特定営業所技術者）※3 ◎法第7条第2項・法第15条第2項 ※該当する工種を記入すること。	(役職名) 代表取締役 (氏名) ★★ ★★									
	(役職名) 建築部長 (氏名) ■■ ■■									
	(役職名) 設備部長 (氏名) ●● ●●									

	氏 名	生年月日	※4 業種 コード	※5 有資格区分 コード	※4 業種 コード	※5 有資格区分 コード	※4 業種 コード	※5 有資格区分 コード	監理技術者 資格者証 交付番号	変更（*）		備考 ※6
										事由	事由発生日年月日	
1	〇〇 〇〇	昭和30年1月1日	0 1	1 1 3	0 9	1 2 9			123456789012	②	令和7年8月31日	退職
2	★★ ★★	昭和35年2月2日	0 1	1 1 3					2345678901			
3	■■ ■■	昭和40年4月4日	0 2	1 2 0					2345678901			
4	●● ●●	昭和45年4月4日	0 8	1 2 7	0 9	1 2 9	2 6	2 6 5	2345678901			
5	〇〇 〇〇	昭和55年4月4日	0 1	0 0 2						③	令和7年9月30日	取得(002)
6	〇〇 〇〇	昭和60年7月7日	0 1	2 1 4	2 3	2 3 4				③	令和7年5月8日	取得(234)
7	〇〇 〇〇	平成2年8月8日	0 9	1 3 7						①	令和7年4月1日	新規採用
8	〇〇 〇〇	平成7年5月5日	0 2	0 0 1	1 8	1 9 7						
9	〇〇 〇〇	平成12年6月6日	1 7	1 6 7						⑤	令和7年7月7日	改姓
10	〇〇 〇〇	平成17年3月3日	2 0	0 0 4					5678901234			
11	〇〇 〇〇	平成22年4月4日	2 6	2 6 5								
12	〇〇 〇〇	昭和60年3月3日	2 6	1 6 8								甲種1類・甲種4類
13	〇〇 〇〇	昭和60年10月1日	2 6	1 6 9								乙種4類
14												
15												
16												
17												
18												

※1 この名簿には、恒常的な雇用関係にある職員（3ヶ月以上継続して雇用）で、建設業法第26条に基づき主任技術者又は監理技術者として配置し得る技術職員を記入してください。

※2 入札契約等の権限を委任する場合は、「経營業務の管理責任者」欄に建設業法施行令第3条に規定される使用人を記載してください。

※3 建設業許可を受けている業種の営業所技術者（特定営業所技術者）を記入してください。また、入札契約等の権限を委任する場合は、「営業所技術者（特定営業所技術者）」欄には、委任された営業所等の営業所技術者（特定営業所技術者）を記載してください。

※4 業種コードは、別表1建設業業種区分業種コード表（工事種類）（別シート）に記載された2桁のコード（01～29）を記入してください。

※5 有資格区分コードは、別表2建設工事関係技術職員資格区分コード表（別シート）に記載された3桁のコードを記入してください。

※6 甲種消防設備士（資格者区分コード168）及び乙種消防設備士（資格者区分コード169）は、備考欄に“甲種又は乙種”及び“1類～特類”を記載してください。

※7 技術職員に変更があった場合には、遅滞なく変更後名簿（全技術職員）を提出してください。

※8 退職の場合は見え消しにて記入してください。

※9 記入欄が足りない場合は適宜別紙を追加してください。

別表 1

建設業業種区分 業種コード表（工事種類）

業種 コード	工事種類
0 1	土木一式工事
0 2	建築一式工事
0 3	大工工事
0 4	左官工事
0 5	とび・土工・コンクリート工事
0 6	石工事
0 7	屋根工事
0 8	電気工事
0 9	管工事
1 0	タイル・れんが・ブロック工事

業種 コード	工事種類
1 1	鋼構造物工事
1 2	鉄筋工事
1 3	舗装工事
1 4	しゅんせつ工事
1 5	板金工事
1 6	ガラス工事
1 7	塗装工事
1 8	防水工事
1 9	内装仕上工事
2 0	機械器具設置工事

業種 コード	工事種類
2 1	熱絶縁工事
2 2	電気通信工事
2 3	造園工事
2 4	さく井工事
2 5	建具工事
2 6	水道施設工事
2 7	消防施設工事
2 8	清掃施設工事
2 9	解体工事

建設工事関係技術職員資格区分コード表

 : 監理技術者となり得る資格

○：主任技術者となり得る資格【丸枠内の数字は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数】

指定建設業

根拠法令	資格区分	有資格区分コード	確認書類	建設業の種類																															
				1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 とび・土・コンクリート	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・レンガ	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体			
建設業法 (技術検定)	1級建設機械施工管理技士	11I	「合格証明書」 又は 「技術検定試験合格通知書」	●				●							●																				
	1級建設機械施工管理技士補	—																																	
	2級建設機械施工管理技士	212		○				○							○																				
	2級建設機械施工管理技士補	—																																	
	1級土木施工管理技士	113		●		③	●	●	③			③	●	③	●	●			●	③			③			③		●		③		●注1			
	1級土木施工管理技士補	11H				③	③	③	③			③		③		③			③	③			③			③		③		③		③	③		
	2級土木施工管理技士	種別 土木		214	○		⑤	○	○	⑤			⑤	○	⑤	○	○			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		○		⑤	○注1	
		鋼構造物塗装		215			⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			○	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤	
		薬液注入		216			⑤	○	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤	
	2級土木施工管理技士補	種別 土木		21J			⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤	
		鋼構造物塗装		21K			⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤	
		薬液注入		21L			⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤	
	1級建築施工管理技士	120			●	●	●	●	●	●			●	●	●				●	●	●	●	●	③	●				●	③	③	③		●注1	
	1級建築施工管理技士補	12C				③	③	③	③	③				③		③			③	③	③	③	③	③	③				③	③	③	③	③		
	2級建築施工管理技士	種別 建築		221		○	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	⑤	⑤	○注1	
		躯体		222			○	⑤	○	⑤	⑤			○	○	○			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	⑤	⑤	○注1	
		仕上げ		223			○	○	⑤	○	○			○		⑤			○	○	○	○	○	⑤	○					○	⑤	⑤	⑤	⑤	
	2級建築施工管理技士補	22D				⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
	1級電気工事施工管理技士	127											●											③								③			
	1級電気工事施工管理技士補	12E																						③								③			
	2級電気工事施工管理技士	228											○											⑤									⑤		
	2級電気工事施工管理技士補	22F																						⑤									⑤		
	1級管工事施工管理技士	129												●			③		③	③				③	③			③	③	③	③	③	③	③	
	1級管工事施工管理技士補	12G															③		③	③				③	③			③	③	③	③	③	③		
	2級管工事施工管理技士	230												○			⑤		⑤	⑤				⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
	2級管工事施工管理技士補	23A															⑤		⑤	⑤				⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
	1級電気通信工事施工管理技士	131																									●								
	1級電気通信工事施工管理技士補	—																																	
	2級電気通信工事施工管理技士	232																									○								
	2級電気通信工事施工管理技士補	—																																	
	1級造園施工管理技士	133					③	③	③	③					③		③		③			③	③			③		●	③		③		③	③	
	1級造園施工管理技士補	13D					③	③	③	③					③		③		③			③	③			③			③		③		③	③	
	2級造園施工管理技士	234					⑤	⑤	⑤	⑤					⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤		○	⑤		⑤		⑤	⑤	
	2級造園施工管理技士補	23E					⑤	⑤	⑤	⑤					⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤	⑤	
	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3又は5年の実務経験)	001		実務経験証明書	実務経験を有する業種																														
	法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	002																																	
法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	003	大臣認定証	●	●							●	●		●	●										●										
法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)	004																																		

建設工事関係技術職員資格区分コード表

○:監理技術者となり得る資格
○:主任技術者となり得る資格【丸枠内の数字は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数】

指定建設業

根拠法令	資格区分	有資格区分コード	確認書類	建設業の種類																													
				1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 とび・モルタル・コンクリート	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・レンガ	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体	
職業能力開発促進法 (技能検定)	1級冷凍空調機器施工	174	技能検定 合格証書								○																						
	2級冷凍空調機器施工	274										③																					
	1級配管(選択科目「建築配管作業」)	176										○																					
	2級配管(選択科目「建築配管作業」)	276										③																					
	1級タイル張り	177											○																				
	2級タイル張り	277											③																				
	1級築炉	178											○																				
	2級築炉	278											③																				
	1級ブロック建築	179						○				○																					
	2級ブロック建築	279						③				③																					
	1級石材施工	180						○																									
	2級石材施工	280						③																									
	1級鉄工	181												○																			
	2級鉄工	281											③																				
	1級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	182													○																		
	2級及び3級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	282												③																			
	1級工場板金	183																	○														
	2級工場板金	283																	③														
	1級建築板金「ダクト板金作業」	170							○			○							○														
	2級建築板金「ダクト板金作業」	270							③			③							③														
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外	184							○										○														
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外	284							③										③														
	1級かわらぶき	186							○																								
	2級かわらぶき	286							③																								
	1級ガラス施工	187																		○													
	2級ガラス施工	287																		③													
	1級塗装	189																			○												
	2級塗装	289																			③												
	路面標示施工	167																			○												
	1級畳製作・内装仕上げ施工・表装	192																				○											
	2級畳製作・内装仕上げ施工・表装	292																				③											
	1級熱絶縁施工	194																						○									
	2級熱絶縁施工	294																						③									
1級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工	195																										○						
2級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工	295																										③						
1級造園	196																							○									
2級造園	296																							③									
1級防水施工	197																			○													
2級防水施工	297																			③													
1級さく井	198																									○							
2級さく井	298																									③							

◎: 監理技術者となり得る資格

○主任技術者となり得る資格【丸枠内の数字は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数】

指定建設業

[illegible]

建設工事関係技術職員資格区分コード表

●: 監理技術者となり得る資格
○: 主任技術者となり得る資格【丸枠内の数字は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数】

指定建設業

根拠法令	資格区分			有資格区分コード	確認書類	建設業の種類																														
						1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 とび・土工・コンクリート	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・レンガ	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体		
その他	基幹技能者 (注7)	種目	登録消化設備基幹技能者	064	講習修了証																															
			登録建築大工基幹技能者					○																											○	
			登録建築測量基幹技能者					○																												
			登録硝子工事基幹技能者																		○															
			登録さく井基幹技能者																										○							
			登録解体基幹技能者																																	○
			登録あと施工アンカー基幹技能者						○																											

※有資格区分コードは、群馬県経営事項審査申請の技術職員有資格区分コードを準拠しています。（一部独自コード有）

【備考】

- (注1) 解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している(「実務経験証明書」を提出)又は登録解体工事講習を受講(「登録解体工事講習修了証」を提出)していることが必要です。
- (注2) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- (注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- (注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。
- (注5) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- (注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。
- (注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。
- (注8) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
- (注9) 合格後、コンクリート工事に關し三年以上実務の経験を有する者
- (注10) 合格後、とび工事に關し三年以上実務の経験を有する者
- (注11) 合格後、土工事に關し三年以上実務の経験を有する者
- (注12) 合格後、土工事に關し一年以上実務の経験を有する者
- (注13) 要「管工事施工管理技士」